

敦賀発電所 補助ボイラーの定期事業者検査の未実施について

敦賀発電所に設置している 3 台の補助ボイラー※¹について、本日、法令の適用条文を誤り、定められた期間内に定期事業者検査を実施していない※²ことがわかりました。

当該補助ボイラーは、本日 17 時まで隔離しました。

なお、これによる原子炉の運転に影響はありません。

今後、直ちに定期事業者検査を開始するとともに、定期事業者検査の未実施原因についての調査および再発防止対策を講じることとします。

※ 1 : 補助ボイラー :

発電所起動時のタービン軸封部へのシール蒸気や発電所建屋内の暖房等に使用する蒸気を供給するためのボイラーです。

当所には 3 台の補助ボイラーを設置しており、灯油を燃料とするもの 1 台と軽油を燃料とするもの 2 台があります。

なお、蒸気を発生させるための水には純水を使用しています。

※ 2 : 定められた期間内に定期事業者検査を実施していない :

3 台の補助ボイラーとも、下表に示すとおり、定められた期間内に定期事業者検査を実施していない。

	前回定期事業者検査 終了日	次回定期事業者検査 開始日※
1 号機 第 3 号補助ボイラー	平成 17 年 6 月 7 日	平成 18 年 7 月 7 日
2 号機 A 補助ボイラー	平成 17 年 12 月 21 日	平成 19 年 1 月 21 日
2 号機 B 補助ボイラー	平成 18 年 3 月 8 日	平成 19 年 4 月 8 日

※定期事業者検査が終了した日以降 13 月を超えない期間

以 上